



Title	江戸時代中期に於ける鉄山経営と鉄山師の性格
Author(s)	今井, 鐳蔵; IMAI, R.
Citation	法經會論叢, 14, 155-171
Issue Date	1955-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10761
Type	departmental bulletin paper
File Information	14_p155-171.pdf



江戸時代中期における鐵山經營と鐵山師の性格

——鳥取県日野郡地方を中心として——

今井 鑄藏

一、問題の所在

二、鐵山師發生の由来

三、所謂「山内者」の性格

四、「鐵山」に於ける「小百姓」の存在

五、領主と鐵山師

六、綜括

一、問題の所在

徳川封建制の中期より急激に展開せられた商品經濟及びそれに伴う貨幣經濟の發展は、封建体制を改革すべき幾らかのウクラードの生成及びその發展を促した。一般にこの期を称して「近世社会」と呼ばれるのであるが、この「近世社会」に於いて商品經濟の發展が人里離れた奥地に展開する鉄山業を、如何に変化せしめたかは極めて興味ある問題である。斯様な問題について、すでに鉄山業を「マニユフ

「アクチュア」の視角よりとらえんとする諸論考や、それを農業経営における「本百姓」の形成との関連に於いて把握せんとするもの、又株小作の問題を中心にして鉄山業一般について書かれたもの⁽⁴⁾、鉄山業の具体的内容及び砂鉄製錬法についての研究等⁽⁵⁾がなされて来た。茲では鉄山業の経営内部構造を商品経済の発展との関係に於いて鉄山師を中心として考察を加えたいと思うのである。

鳥取県の日野郡地方の鉄山業は、隣接する島根、広島、岡山の諸県と共に中国山脈を中心にして、極めて古くから存在した様である。鉄山業が大いに発展したのは元禄年間以後とされているが、それは一般商品経済の発達に伴う当然の事柄で近世社会の発展がより多く生産財商品である鉄の市場を拡大した事が考えられる。斯様な鉄山業の発展の基根には古くからの伝統的技術体系が存在したのである。それは元来鉄山業がその社会経済的諸関係が何であれ、兎に角一種の協業に基くものであり、それは鉄山に働く人々の「共同体」を媒介として営まれて来たのであつた。鉄山業の経済には「共同体」が前提であり、封建制の下ではこの「共同体」は半奴隸的な家父長的諸関係によつて結ばれて居たと考えられるのである。従つて封建制下においては斯様な諸関係を維持し得る特殊な生産様式として鉄山経営を考へる事が出来るのではないかと思ふ。

鉄山経営の特殊性は斯様に労働組織の面においてとらえる事が出来るのであるが、この特殊性こそ、鉄山業の繁栄を支えるものであつた。鉄山業の繁栄は即ち鉄山師の繁栄であり、鉄山師は古き諸関係の上に立ち偉大な支配権を握つたのである。鉄山師繁栄の経済的基根は鉄山師が鉄山地方の商品経済の結節点であり、而して貨幣経済の独占的な担い手であつた事である。貨幣経済の独占的担い手である事は鉄山師自身資本の所有者（近代的な意味ではなく前期的な意味において）となる事である。近世社会に於ける鉄山経営の特徴は古き生産構造を有し乍ら鉄山師自身の経済構造が貨幣化する事によつて、鉄山経営そのものに貨幣経済的影響を及ぼす処にある。この様な事自体が即ち、「近代的関係」を意味するのではないが「近代的関係」への質的転化の前提であつた。正にこの様な諸関係を明らかにしたいと言ふのがさうやかな願ひであつた。

しかしこゝでは発展過程の一時点を——即ち主として徳川中期においてとらえたものであり、所謂「発展段階」的分析規定ではないのである。それには主として農業との関係において具体的に——特に資本関係から——分析する必要がある、而かも幕末及び明治初年の分析が重要となるからである。

(註) (1) 藤田五郎「日本近代産業の生成」(昭和二十三年)七頁以下

(2) 土屋喬雄「日本資本主義史論集」(昭和二十三年)一五一—一五三頁等参照

(3) 藤田五郎「封建社会の展開過程」(昭和二十七年)二五七—三一二頁

(4) 小野武夫「出雲名族の研究」(農業経済研究、昭和三年)一〇〇頁以下

(5) 結城次郎、磯貝勇「中国地方に於ける砂鉄製錬法の史的研究」(昭和六年刊)その他高橋幸八郎「鳥根県における株小作制度と田部家の構成並びに農地改革の影響」(昭和二十六年)尾高邦雄「出雲地方の鉄山について」(職業と近代社会、昭和二十三年刊輯録)庄司之孝「タタラの経営形態より見たる出雲石見の地域性」(昭和二十六年、鳥根大学々術報告)等参照の事

二、鉄山師発生の由来

鉄山師は言うまでもなく鉄山業の経営主であり、徳川時代には通常「タタラ親方」と称した。(鉄山秘書第一)⁽⁷⁾この「タタラ親方」の発生由来についてのべるに「近世」に対する「中世」まで遡らなければならない。

こゝに鳥取県日野郡阿毘縁村の木下家は、古くから鉄山業を経営して栄えた家の一つである。この木下家は本家を大松田屋と称し、その由来を日野郡史によれば次の様である。⁽⁸⁾

「本紀姓後橘氏部属なりと言う。中世尼子氏に従い重く用いらる。代々木下彦兵衛と称す。富田城落城後は備後に入り鉄山業に従事せり。元和の終り此木下彦兵衛家反は、土地の有司と争を生じ、是を切て慶長五年伯耆国阿毘縁に至る。当時上阿毘縁村は住民なかりしに依りこの土地を開拓せんと欲し、多数の人を移住せしめ、開墾砂鉄採取鉄山を専業とし代々斯業に従事せり」と。この本家である大松田屋は小松田屋中松田屋の二分家を生じ、この二分家共に鉄山業を主業としたのである。

この事により分る通り、上阿毘縁村の開拓は他国から入つて来た「同族集団」によつて始められたとみる事が出来る。木下家の出発は正に「開拓土着地主」であり、土地の所有は木下家の血縁者によつて分有せられたのである。慶安四年(一六五二)の「上阿毘縁村山三ツ分註文」⁽⁹⁾はその事情を示すもので、それは慶安年間尼子の家臣小林右近が、上阿毘縁を領して居たのを、鉄拾六駄を与えてその山林全部を木下氏が譲り受け兄弟三人が協議して分けた文書である。斯くして上阿毘縁村は中世的豪族である木下一族の血縁関係者が開墾及び

鉄山業を經營し近世村落形成の基幹となつたのである。従つてそこには地主と鉄山師は一体であり中世的農奴主的地主——中世的土豪としての性格をみるのである。それが家父長的結び付き、即ち「オヤカタ——コカタ」の關係の上に成立したものである事は、鉄山師を「タタラ親方」と呼ぶ事からしても容易に想定されるところである。この様な性格は、同郡山上村潤谷の古都家についても言えるのである。日野郡史に「⁽¹⁰⁾当性は藤原氏にして其先大和高市郡古市に住せしを以て姓とせりと云う。建長の此文治郎信賢と言ふもの鑛を求めて印賀地方に入り阿太上に「鑛」^{タタラ}を作る。五代吉兵衛は先代産鑛のため家大いに豊富に趣き宝谷川下も辺に住宅を構え尙「鑛業」を営むの間田畑開墾の壮志を起し、道路を通じ水利を便し開拓を企て、真右衛門佐吉周兵衛の代々開墾を継続す」と。又徳川中期から末期にかけて「大鉄山師」でもあり、「大庄屋」「手代」等として栄えた生山の段塚家、黒坂の緒方家等もその由来を尋ねれば、皆中世に遡ると言ひ所謂「旧家」である。

一般に「鉄山地方」は辺鄙な奥山地方であり、幕藩体制成立後と言へども末端の支配構造は明確には確立して居なかつたようである。鳥取藩の場合でも日野鉄山地方の藩政の末端支配機関としての「大庄屋」等の出来たのは寛永年代と言はれる。⁽¹¹⁾寛永二〇年（一六四三）二月の公文に「郡々の大庄屋並に村々庄屋云々」とあり、宗旨庄屋（社寺に關する役）は文書に表はれた所では寛文一〇——二年代（一六七〇——一六七二）であり、中庄屋はずつと遅れて安政五年（一八五八）の改革の時郡内に置かれたのであつた。この間「農奴主」としての鉄山師の事情は明らかではないが領主、藩主の支配關係が成立するや、鉄山師は「鑛」^{タタラ}を中心として構成された部落の直接の支配者として部落の統一者として、領主に対して庄屋等の村方役人となり、隸屬する農民職人に対しては依然として「タタラ親方」として存在したと考えられる。鉄山師はかくて事実上部落の封建支配層であつたが、更に各部落の封建支配層の中、最も大きな封建支配力を有するものが「大庄屋」になつたのであり、日野郡においては大鉄山師によつて占められて居たのである。斯様にして近世において領主と鉄山師は密接な關係となり後節に於いてのべる様に、鉄山師であり庄屋であり郷士であり所謂「オヤカタ」であつたと言ひ言はゞ中世的農奴主の権力構造の近世的形態変化がおきて居たと思ふのである。然し乍ら商品經濟、貨幣經濟の面から、これ等の差違に伴う「資本」——「前期的」の所有者としての鉄山師を考察しなければ支配権力構造の本質を把握する事は出来ないと考えられる。そこで鉄山師發生の由来か

らして、商品経済の発達に伴つて発生したと想定される日野郡根雨のK家の場合に注目すべきである。K家は徳川末期から明治初年にかけて日野郡第一の大鉄山師となり、現在でも鳥取県下一の大山林地主であるのである。こゝで仮にK家の場合を「新型」鉄山師と名付けこれに対し今までのべた中世に鉄山業を始めたと思はれる鉄山師を「旧型」鉄山師と呼ぶ事にする。

そこで通記的ではあるがK家の発展過程を「因伯記要」は次の様に記して居る。「安永八年（一七七九）三月喜八郎の曾祖父喜兵衛始めて郡内山上村大字笠木村字谷中山に製鉄業を営めり、当時製鉄所僅かに一個にして煉鉄工場をその構内に建設し、規模狭少技術甚だ幼稚なりしが後ち年々之を拡張して稍緒に就かしめたり。祖父平右衛門に至り益々拮据経営事業の発達を図り、天保五年（一八三四）製鉄所を増して三とし産額も亦大いに増加せり。是に於いて同七年（一八三六）商店を大阪に開きて販路を拡張す。嘉永五年（一八五三）又之を増して五となす。父平右衛門繼て益々事業を拡張せり」と。かくてK家は商品貨幣経済の発展過程において発生したものとみられるのであるが、どの様な階層から発展したかが問題になる。さて日野郡の如き「旧型」鉄山師の「中世的」な支配関係の強い所にあつては当時所謂「本百姓」の一般的形成は殆んどなされなかつたと言はれ、斯様な関係の所にあつては所謂「豪農」マニユファクチュアは展開されなかつたと言はれるのである。⁽¹³⁾この説に従えば、遅れた社会経済関係にあつた日野郡に発生したK家は、商品経済、貨幣経済の侵透、農民層の分解の進みつゝある所に対応する「豪農」マニユファクチュアとして鉄山業を経営したとは考えられないのである。従つて新型と言ふのは近代的鉄山経営をした鉄山師と言ふのではない。当時日野郡に於いて徳川中期以後商品経済の発達は貨幣経済の担い手として鉄山師を圧倒的たはじめ、所謂「本百姓」のその担い手としての発展を許さなかつた。併し鉄山師のみが、その地方の有力な貨幣経済の担当者でも有り得ず其処に当然商品経済の媒介者である「商人」の存在を考えなくてはならないのである。そこでK家の鉄山師としての出発点を商人層に求める事が出来るのではないかと思う。事実「伯耆誌」によればK家の事を「旧家には非ず、國中の豪家なり。今時大庄屋役をつとむ。何れの頃より購ひ得たるに、や。豊臣太閤朝鮮中制札の書を蔵す」と記し凡そ商人であつたことが想定される。斯様にして商人層が「転化」したと考えられる「新型」鉄山師が「旧型」鉄山師と共生する事によりて「旧型」鉄山師と同じ生産構造をもつに至るのである。この様な「新型」鉄山師の発生は、独占的貨幣経済の担い手としての「旧型」鉄山師に対抗する外部的（鉄山経営内部に

対して)貨幣經濟の担い手としての商人層の生長を物語るのではないかと思うのである。

(註) (6) タタラとは「鑪」と書き一種の鎔鉄鑪の事である。一般にはタタラなる言葉をもつと広い意味に用いたようである。俄国一編「古来の砂鉄製錬法」(昭和八年)二三〜二四頁によれば「古来中国地方にては砂鉄を原料として鉄を製造する工場を鑪と書く之をタタラと唱ふる外、又其内にて製鉄に供する焔、所謂現今の鎔鉄焔に相当するものをタタラとも唱ふ。或は其焔其他の装置を包含する建物を高殿と書く之をタタラと称し、又、之に用ひる送風機をも唱へり」と説明してある。

(7) 鉄山秘書は写本八巻より成り、山陰山陽地方の砂鉄製錬法を記述したものである。著者下原重伸(伯耆国日野郡宮市の人)により天明四年(一七八四)に出されたと言はれる。

(8) 古橋幸吉編「日野郡史」(大正一五年)下巻 二〇二〇〜二〇二二頁

(9) 前掲書 下巻 一七三頁

(10) 前掲書 下巻 二〇二二頁

(11) 因伯大年表 因府年表等参照

(12) 鳥取県編「因伯記要」(明治四〇年)二二七頁

(13) 藤田五郎「封建社会の展開過程」三二二〜三一七頁等参照

(14) 「伯耆誌」第九 四六頁

三、所謂「山内者」⁽¹⁵⁾の性格

前述の如く中世的な土豪から発生したと考えられる鉄山師も、又所謂「新型」鉄山師も近世社会の発達に伴つて商品經濟の結節点として自からの經濟構造を変化させなければならなかつたのである。鉄山師自身の經濟構造の変化は鉄山業經營構造のあらゆる側面に影響を及ぼすのであるが、直接労働の担当者であつた鉄山師に隷屬する山内者についてこの關係を考察したいと思う。先ず「賃銀」の面を検討するに鉄山秘書は「山子」の賃銀について次の様に記して居る。⁽¹⁶⁾

「一、山子老人前に式人扶持、月に塩味噌壹升宛遣し一ヶ年の給金何程と定。一ヶ月に大炭何程と定。夫役の小仕事は有たけ勤ると宛

て銘々余力の仕出仕事は仕取に可仕と安たる。是は中古の風義也。当世は中古風もまたまたぬるし迎、給金扶持なしに米塩味噌はかしにして、万端に賃銀を定め、皆仕勝もうけ勝に仕成畢(17)。こゝで注意しなければならぬのは賃銀化して居る事は、即ち近代的關係を意味しない事である。唯、鉄山師の山子に対する労働の給付が扶持及び給金から賃銀への転化は賃銀形態上中世的なものから近世的への変化の表れである事は言い得ると思う。見逃してはならない変化にこの賃銀の中にすでに高利貸的要素が入つて居たことである。これについて後にも述べるが、この文中にも山子の生活物資—主として食糧—を鉄山師が前貸して働かしめ不定給とも言える「賃銀」でもつて「前貸」を差引くと言ふ現象をみるのである。従つてすでに山子は「債務労働」の性格を帯びて来て居るのである。この事は単に山子のみならず所謂「山内者」一般について言える事柄で、彼等は新しい性格として債務労働者の性格を帯びると同時に尙古い諸關係によつて鉄山に緊縛されて居たのであつた。⁽¹⁸⁾

この古い諸關係(中世的)こそ彼等の存在を規定する基本的なもので賃銀それ自体により規定されるものではないのである。即ち賃銀形態の「現物」より「貨幣」への転化はそれ自体「近代的」賃労働を意味しない。近代的賃労働たるためには労働者があらゆる生産手段生産対象から自由でなければならぬからである。併し乍ら鉄山労働者はその様な自由をもつて居なかつたのである。直接山内者を拘束する一つの指標として鉄山師の山内者に対する「刑罰」は鉄山秘書によると次の様である。⁽¹⁹⁾

「往昔は鉄山抱人に罪科有之時は則科之輕重に依而、笞杖を用ひて打擲し、或は懸繩を又は首かせ手金、足械をはめて糺明し、或は川近き所にては泥にし絞縊させつ、笞杖を用ひて打殺すなど或は追私事は常に一向あしけなく鉄山師の心儘に是を行ひしなん。然る所いづの頃よりか切支丹宗門という物、世に出来て後、慶長年中一統元御治夫に、右宗門一流停止為御吟味ト。寺院等之二十五ヶ条と云事被為、仰渡て從是死骸御改メ嚴敷相成、猥に打殺しなど云事は堅く停止致為仰付、此時に至り右私の成敗は死罰に取行ふ事止みにけりと語伝也、今も昔も遺風に縛り、笞杖を用ひて打擲、或は首かせ足械、首かねをも用ひ、又は鉄藏へ入れて籠舎させ、事落は追私事など事は替る事なし」と記され、又「古風皆捨り乍ら、今を鉄山内之科人 犯掟之者有之則 右云し如く罰科を糺明し、死罰こそ行わね縛り打擲首かせ手かせ足械籠舎等追私家財缺所、鉢屋之預る杯の事有に依而、鉄山師の心儘に是を行ふべし。此因縁は鉄山之抱人之取擲を鉄

山一山内成敗と申習せり」

これ等の記事で分る通り鉄山師に山内者の刑罰権が握られ、山内労働者は農奴的と言うよりも半奴隸的な存在として鉄山師に隷屬して居たのであつた。斯様に鉄山師は山内者に対して中世的の農奴主的権限を有したのであり、又この事は山内者の「宗門」についても言ひ得るのである。即ち当時嚴格に規定されて居た宗門帳の宗籍も、山内者については鉄山師によつて勝手に宗門改メが出来たのである。例へば享保十七年（一七三二）鳥取藩の鉄山師に出した「条目」の中に、「一、宗門改之儀自分清合勝手次第ニ候尤御法通入念可申候山子職人入替之度々ニ請合証文可差事」と記されて居る。斯様にして山内者は鉄山師に隷屬して居たと言ふよりもむしろ所有されて居たのであり、この意味で山内者は多くは奴隸的な性格をも有して居たと考えられるのである。

さてこの様な諸關係と統一的に近世的な諸關係が入つて、山内者が複雑な性格を帯びる所に考察を進めなくてはならない。商品經濟の發達は直接間接に鉄山業の發達をもたらしたが、鉄山業の發達は、山内者一特に熟練工たる職人一の雲要を増大せしめた。古來からの砂鉄製錬法に基く低い技術段階に於いては、年期を要すべき所謂「職人」の意義は極めて大きく、鉄山業の發達は鉄山師の間で「職人」の奪い合いを生じたのである。この奪い合いに対して山内者の鉄山師との所屬關係を明らかにしたのが「抱人放手手形」である。鉄山秘書に「鉄山にて抱人の放し手形と云事、是も近年の事也。此手形を取来りしより鉄山師中たかい少し」とあるのはこの事情を物語るものである。吉川家所藏の放手手形をみるに次の様である。

割	印	山	子	勇	藏
割	印	同	伝	藏	

右之人別任願隙間遣申候 当山構無御座候放手形仍而如件

文化七年四月

作州 八代 山 ㊦

所々鉄山領衆中

右の「放シ手形」は極めて簡単な内容になつて居るが、鉄山秘書に出て居るその雛形はより詳しい事情が記してある。⁽²³⁾

一、此何右衛門当切迄此元何々に勤居申候来ル何時の切より其元之何鉄山に御雇遣被成度ニ付其旨を申願候候ニつき此度暇遣し貸銀立替何百何拾目今日為持被遣隨に受取此元之一通り相済、右何右衛門をは直に御手代誰殿に引渡申候御請取可被成候、為後日抱人放手形立替銀受取仍而如件

年 月 日

何鉄山師誰判

何山何山

御手代誰殿 兩当テ也

此の「放シ手形」の例により鉄山師が山内者に対して「貸銀」を有して居た事が分るのである。つまり山内者が鉄山師との間に債務關係を生じて居た事情を示すもので、更に鉄山秘書に「こゝかしこに抱置諸職人ともを相互に雇い勝ヶにして、先方に百目の貸銀あるものは、此方には百五拾匁の銀かさば此方へ来るなん。又かしこの職人は上手なり、是をも我方呼取なん、先には銀貸す事を得せされば銀にすくめて此方へ取へきなどと。云々」と記されてある。つまり山内者の債務を肩替りして、その山内者を引抜き新しい鉄山師はその山内者と債権債務關係を結ぶのであつたと考えられる。これ等の事柄は事実上山内者が債務奴隷化した事を意味するものにして、而かもそれが「近代的」性格のものではなく、山内者を鉄山師に直接緊縛する中世的諸關係の上に、更に斯様な債務關係で緊縛していたと考えられるのである。「今頃は銀持ちたる人計、成就すべき職業とはなりぬ」と言はれるまで山内者の貸銀形態が変化したが、これは斯様な債務關係においてとらえられるべきであり、鉄山師にとつては近世社会に適應した山内者のより良き搾取形態であつたのである。この債権債務關係は鉄山師の「前期的資本」を前提とするものであり、具体的には鉄山師は貨幣経済の担い手として鉄の販売者であり米其他の購買者にして販売者であると言う「商人的側面」においてとらえる事が出来る。山内者に対して鉄山師は米の販売者として立向うのである。それは主として、「貸付け」の形で行はれた。従つて「山子、月に米三斗も請ざる者は用に不立也」「小炭焼、月に米一斗五升も請

ざる者、不用也」と言う山子等の鉄山師よりの米の請買高が、鉄山師の直接利害關係を示す指標となつた事は当然である。かくて山内者は鉄山師に対して中世的隸屬關係と言う基本的關係を変へる事なしに、前期的資本によつて緊縛されると言う二重の搾取關係によつて縛られて居たのである。

(註) (5) 山内者とは製鉄作業に従事する労働者の事で、高橋幸八郎「島根県に於ける株小作制度と田部家（鉄師）の構成並びに農地改革の影響」によれば、「山内者」の職工長とも言うべき「村下」を重立人に作業の種類によつて鑛場勤務（炭坂、番戸）銀治場勤務（下ゲ、大工、手子）炭釜勤務（山子）に組織づけられて居り何れも譜代である。これ等の山内者は鉄師（親方）に隸屬し扶持米を給与され、鑛場附近の棟割長屋に住み、一般の百姓よりも身分の低いものとされ、結婚も山内者同志の間に限られていた」この様な事柄は鳥取藩の場合も同じの様である。

(16) 鉄山秘書 第四

(17) 当時「給金」とは自己の生活を再生産し得る一期間一定額の所謂「扶持」を意味するものであり、「賃銀」とは言はず日給で「つ、まみ、勘定」的な不定的なものであつたと考えられる。鉄山に山内者を緊縛し乍ら、一方日傭労働者の性格をもたせる事は、鉄山師にとつては労働を強制する手段として、労働者にとつては生活の扶持さえ不安定ならしむる正に「生かさぬ様に殺さぬ様に」の生活を意味した。

(18) 前掲書 第五、第六

(19) 前掲書 第六

(20) 鳥取藩 「在方諸事扣」

(21) 鉄山秘書 第八

(22) 日野郡大河原村吉川政太郎氏所蔵 日野郡史 下巻 一七四三頁

(23) 鉄山秘書 第八

(24) 鉄山秘書 第八

(25) 鉄山秘書 第八

四、「鉄山」における「小百姓」の存在

徳川中期以後における鉄山経営に欠くべからざる存在として「鑪」附近に存在する「小百姓」がある。先ず小百姓が鉄山とどの様な關係にあつたかをのべる前に鉄山業の生産行程について大略のべると次の様である。徳川中期以後に於いても依然として古來からの幼稚な技術体系を基礎とし、その生産行程は一種の分業をもつて行はれ、それは大別して二行程からなる。即ち砂鉄を採取する「鉄穴作業」と砂鉄を「鑪」で製鍊する製鍊作業（詳しくは鑪にて鉄鉄を製し鍛冶場にて鍊鉄→鋼を製する）の二行程である。この内「鉄穴作業」は主として農民の農閑期に副業として行はれ、「製鍊作業」は鉄山師の直接支配下にある前述した様な「山内者」によつて行はれた。

茲で問題とするのは「鉄穴作業」に出て働く農民の場合である。鉄穴作業は一つの協業で行はれ、その人夫を「鉄穴師」と称し一五—二〇人程度の人が同じ鉄穴場で働いて居た。

この「鉄穴師」は專業の労働ではなく山奥の農家の副業として営まれたのであり、従つて農閑期である秋の彼岸より春の彼岸までに行はれたのである。⁽²⁶⁾鳥取藩の文書綴である「在方諸事控」によれば例えば文政十一年（一八二八）の伯耆国小波村の村民が出した願書の中に「鉄砂之義は冬春農業透間に、小百姓第一之當に御座候 云々」の記事がみられる。鉄穴作業が農民の副業労働によつて行はれた事は種々なる特徴を生み出した。即ち農民にとつては「上納」→（貢租）の「足し」→（補充）として意義があり、副業がある事によつて零細経営を可能ならしめ、鉄山師にとつては副業である事によつてより安価な労働者を得る事であり、領主にとつては貢租の強化を可能ならしめるものであつた。当時の「小百姓」は農業のみにて暮し得ず何等かの副業をもたなければならぬ事によつて「独立自営農」ではあり得ず、所謂「隷屬農」である分で、それが鉄山経営との關聯に於いて把握される限り理解される性格のものであつた。

斯様な零細農の多数の存在に於いて鉄山経営の、鉄穴作業行程が成立したのであり、鉄山師にとつては、自己の製鉄工場の附近に容易に安価な労働者を見出し得たのである。従つて封建制諸關係によつて土地に緊縛された「小百姓」は副業労働を必要とする事によつて鉄山に緊縛されたのである。そこにはレーニンの述べた「彼ら地方住民であつて、工場の附近に彼の土地をも彼の経済をも最後に彼の家族

をも持つて居る。彼自身の幸福も工場の幸福と密接に不可分的に關聯して居る。工場が旨く行けば彼も旨く行く。工場が悪くなれば彼も悪くなる。しかし出て行く事は出来ない。」と同じ様な關係が出て来る。小百姓にとつては鉄山の存否は即ち死活の問題にかゝるのである。安政三年（一八五六）日野郡の舟越村、福吉村、三部村、父原村、宇代村、宮原村、谷川村の惣代、庄屋、年寄等が大庄屋生田甚兵衛に出した歎願書はその間の事情を物語るものである。⁽²⁰⁷⁾

一、當村内村之儀御百姓第一出精仕農業、透、間、上、納、足し、冬春鉄穴流し仕専鉄山稼相續仕來候処近來緒方分家仁兵衛庄村之鉄山打込同人義無間も死去被致商売柄六ヶ敷趣哉雲州能義郡布部村家島伝吉與申者跡山引受其儘相稼並父原村之入鍛冶屋老軒打込相稼候処當御郡内鉄山師とは稼方之仕稼相違致し眼目鉦吹に仕小割鉄仕候ても外方よりは生合宜與申事にて売捌方算當宜哉諸駄賃並炭木鉄砂何角買入物等直段能買入近辺村々為筋不少儀御座候処最寄買入之山弘底に相成此模様にては一兩年之内稼山ノ候様子に相見へ申候、近山宮原村傍示之内川平繼岩と申山御座候余程年数相立夜数も御座候趣買添山に致し度様子に御座候得共近山鉄山師共内約之訳も御座候哉生木買入手出しも不相成趣にて當時買入置候炭木丈け吹仕廻候趣に相見へ申候前條申上候次第外鉄山師とは違諸事売物等引合宜敷村々一同為筋相成候半吹仕廻候ては村々遂を失候至敷ヶ敷奉存候何卒申上候川平繼岩山之義村々御救與被思召山持主之御談示被為下當時相稼候大成立之売払に成成引續相稼候様之御仕法偏宜奉願上候右様成相候は御村々一統大数之御救に相成上納足しに稼仕候儀に御座候右兩山生木買請候は庄父原兩村鉄山鍛冶屋永續仕今拾ヶ年も相續仕相稼候は、為筋不少儀に付御時節柄奉恐入候得共村々御救與被思召願之通被仰付被為下候は、重々難有仕合奉存候此段村々一統偏宜敷奉敢上候

安政三年辰正月

以上

右の文にみられる様に、単に鉄穴作業のみならず、「諸駄賃」「炭焼」等の「鉄山稼」を失う事は農民にとつては一大恐威であつたのである。斯様に鉄山と附近の農民とは、切つても切れない「相互的利益」の關係にあり、この見えざる手によつて鉄山師は農民を隷従せしめたのである。従つて貨幣經濟發展に伴う領主—農民の關係の強化即ち農民を土地に緊縛し乍ら封建貢租を強化する關係は、裏を返せば副業である鉄山稼に依存する事によつて鉄山師—農民の關係の強化であつた。この意味で農民—小百姓は「農奴的」であつたのである。而かも鉄山師と農民が一応賃銀關係で結ばれる以上そこに当然前節でのべた様な「債務關係」がおきて居ることが想定され農奴的小百姓が事実上「債務農奴化」して居たのではないかと考えられるのである。従つて實際鉄山地方において、近世に於ける農民的成長を妨

げ、多数の小姓百を存在せしめたのは、この「農奴主的」鉄山師の存在にあつたと思うのである。

(註) (26) 倭 国 一 「古来の砂鉄製錬法」一二頁

鳥取藩「在方諸事控」

(28) W. I. Lenin, die Entwicklung des Kapitalismus in Russland. (Sämtliche Werke, Ba. III) 1929, S. 448

邦訳 (真空社版) 下、七一九頁

(29) 日野郡史 下巻 一七五四頁

五、「領主」と「鉄山師」

鳥取藩に於ける領主—藩主と鉄山師との關係は、基本的には封建制貢納關係によつて表現出来る。即ち鉄山師は「鑛役」「鍛冶(屋)役」等の運上銀を領主に納めて製鉄事業を行つたのである。所が徳川中期以後の鉄山業の急激な發展、鉄山業の生産力の増大は領主に対して鉄山師の經濟的地位を相対的に向上せしめた。領主の鉄山經營に対する干渉への鉄山師の抗争は、鉄山師の力關係の向上を示すもので、その単的な例は所謂「御手山」廢止と「鉄座」廢止における鉄山師の抗争である。

これ等については資料に乏しく詳しくこゝで検討出来ないが、先ず御手山についてのべると次の様である。日野郡史によると、すでに貞享五年(一六八八)に藩営鉄山—御手山の存在をみて居り、恐らくそれ以前にも御手山があつたものと思はれ、日野郡の全部鉄山が御手山になつたのは、元祿七年(一六九四)で、これが廢止になつたのが、元祿十一年(一六九八)であり御手山は僅かに四年間しか続かなかつたのである。何故永續しなかつたかについては色々理由が考えられるが、日野郡史に「藩営が民業に不利なりしよと陳情せしに依るらし」と記してある如く、民業者—鉄山師の藩営に対する抗争がその御手山廢止の基抵であつた事が想定されるのである。鉄座は、安永九年(一七八〇)に大阪に設立された。この幕府の統制のため鉄の価格が下落し鉄山も減少し鉄山地方が大困窮を來したのである。

そこで天明七年（一七八七）、日野郡百五拾四箇村の惣代、わりかね屋庄兵衛、大宮村三郎兵衛の兩人が大坂を経て江戸へ出て御勘定所へ歎願書を差出し、鉄座の墜止方を歎願したのであつた。そして間もなく同年（天明七年）九月大阪鉄座墜止が決定されたのである。この「請願」の主導者が誰であつたかは、次の生田家文書中から想定する事が出来る。右にのべた鉄座墜止請願のため江戸へ出た兩人の諸費用（入用銀の分担）について「入用銀九貫目郡中、頭立、候、徳人、並鉄山師に割合、残四貫目郡中の内地払所百五拾四箇村へ割合差上相済申候」とある如く郡中の有力者や鉄山師が主要なる費用分担者であつた。即ち主要なる（墜止運動）費用分担者であつた鉄山師達は、正に経済的な主導者であつたと考えられるのである。斯様な領主に対する鉄山師の抗争も一般的ではなかつた。前述した様に鉄山経営自体が封建制諸關係の再生産的（維持の基抵でもあつた）からである。そこには領主と鉄山師の共生關係がみられる。先ず貨幣經濟の發達は領主經濟を窮乏せしめ、それが封建貢租の強化、「御借銀」その他の「御用銀」等の諸負担を多くせしめ、これ等が大庄屋を通じて農民達に課せられたのである。当時貨幣經濟の担い手として、事実上經濟上の実力者であつた鉄山師は当然領主の諸負担の対象になつたのである。實際庄屋役は農民に課された諸負担の上納出来ない時は取換えて上納する事も屢々で、相当の用途に応じ得る様な豪農商でなければならなかつた。従つて日野郡地方では多くは鉄山師が大庄屋等をも兼ねたのである。生山の段塚家、黒坂の緒方家等は徳川中期より末期にかけて代表的な所謂「豪家」にして、大鉄山師であり、且「大庄屋」「鉄山取締役」等をも兼ねて居た。（徳川末期には前述の「新型」鉄山師根雨のK家がこれら「旧型」鉄山師に代つて大庄屋等になるが）かくて藩は「大庄屋」等の重要な「取立役」乃至は「監督役」に鉄山師を任命し、種々なる身分上の特権を与えて優遇したのである。鉄山師のこの様な「大庄屋」等を兼ねる事は言はゞ文字通り封建支配層の権限を与えられる事であり、領主にとつては貨幣經濟の發達に伴う領主經濟の行きずまりを鉄山師に負担せしむる手段であつた。「なんとせう山かねは段塚」と村民をして言はしめた段塚家の主として藩債（御借銀）に対する功勞を列挙した旧功書⁽³⁴⁾は藩と鉄山師との關係を知る良き文書である。

旧 功 書 （文政十三年寅十月差出候控）

一、段塚彌右衛門無名之節元文寛保之頃より宝暦三年迄中庄屋役相勤候得共年数相分不申上候

一、元文之頃より御勝手方御難波に被為在年之御払銀先納御借銀被仰付調達仕候書類等御座候得共其數年月相分不申候
一、寛延三年御借銀始而願書申上銀三十貫目調達仕候依之無名の者え小谷十左衛門様、佐藤甚大夫様建部甚蔵様より御直書被遣候爰元
よりも書通を以御引受申上夫より引續き御用向相勤其後無名之中御借銀等に大庄屋に連名し被遣候も御座候

一、宝歴三年五月格別之御用之由にて高田平次郎様黒坂村迄御越被成彌右衛門呼出し御急手御用銀御国内一同被仰付御那には辻にて大
庄屋へ被仰付候得共日野郡之儀は彌右衛門老人へ御差圖に被 仰付候趣被 仰渡難有御請仕相勤申上候儀御座候

一、同年宗旨庄屋役被 仰付此間も御扶持拾人被遣家名帶刀御免被 仰付候中一年過同年大庄屋役被 仰付富分宗旨庄屋役も兼帶被
仰付相勤其後中構之大庄屋も兼帶相勤申上候儀御座候

一、彌右衛門勤中毎度之御払多くは先納被 仰付毎々借替上納仕候且並相之御用銀村並割賦差出候上別に御借銀被 仰付相勤調達仕候
其上御勝手方御用大阪引相御廻米取作廻等迄被 仰付相勤申上候

一、右之通年々出精相勤候処猶又急御銀格別に精仕候様被 仰付他所借入等精出精候其初先年御郡中へ御下札に御附被遣候御米三
百三十三石三斗三升三合の内為勤功頂戴被 仰付候様御願申上三百三十三石三斗三升三合村々御下札に御附被遣候其後御急手御用
向引續相勤候に付御目見被 仰付又御扶持拾五人被遣候御国内類例も無御座結構に御備被為下置御用向も引続不絶被 仰付相勤申
上候

一、宝歴十年芝御屋敷御類焼之砌金子式千兩調達仕釘地鉄老萬貫献上御願申上候処御聞届被 仰付候右には御屋敷御普請御手伝に相當
候哉御屋敷御玄關裏に段塚彌右衛門申御掛札被為成候処明和九年御屋敷御類焼に付其節より右御懸札無御座由伝承仕候

右の「旧功書」はまだ他に種々なる事項が記載してあるが、この文書を見ても分る様に種々なる特権を藩から与えられると同時に相
当重い負担を鉄山師であり大庄屋であつた段塚家が課せられて居るのである。この点鳥取藩は松江藩、浅野藩等に比べて、貢租諸負担の
強化がより大であつたのではないかと考えられる。さて領主と鉄山師の關係に見逃す事が出来ないものに貢租米の売手買手の關係があ
る。藩の徴収した貢租米の主たる需要者は鉄山師であつた。文政十一年（一八二六）の記録によると日野郡の貢租米の処分は次の様であ
る。⁽³⁶⁾

- 一、三千三百六拾石 冬 払 立 米
- 一、五百石余り 御 貸 付 利 米

ノ 三千八百六拾石

此分下方願米売合も無之而も先年より御究め通にて銀上納相立居申候

此処へ 貳千石

村方鉄山師冬払願米辻

残 千八百六拾石

此分何れも銀上納致し候者無之に付一統之劄米致し来申候

斯様に貢租米の需要者が鉄山師である事は前述の鉄山師が山内者に対して「米の売手」である反面を物語るもので、商人的性格の一面でもある

(註) (30) 運上銀は鏝一ヶ所に銀何貫目鍛治屋一ヶ所に何貫目と言う風に定められて居た。大体毎年一定して居たが、時に応じ改正された事が「在方諸事控」にみられる。

(32) 日野郡史 下巻 一七三二頁

鳥取藩「在方諸事控」の記録を参照

(34) 日野郡史 下巻 一七二九頁

前掲書 下巻 一二四九—一二五〇頁

(36) 前掲書 下巻 一一六〇頁

六、綜括

すでに故藤田五郎氏はその著「封建社会の展開過程」において所謂「本百姓」の一般的形成の面から鉄山業をとらえ、広島県戸河内、加計村のS家の鉄山経営を「農奴主的マニユファクチュア」と規定された。⁽³⁷⁾この氏の分析は、鉄山業に対応する農民的成長が最も遅れて居る地帯として取上げられたのが特徴的である。鳥取藩の場合はどうであるかはこの点について論及できないが、こゝでは藤田氏が「農民的貨幣経済の生成」と言う視角から鉄山業をみられたのに対し、貨幣経済の結節点に於ける鉄山師の貨幣経済の展開を中心にして考察

したかつたのである。実際以上の考察から分る様に、鉄山師は、農奴主的貨幣経営を展開し、地主でもあり工場主でもあり前期的資本家でもあると言う性格を有したのである。そしてこの鉄山業経営の基抵には、農奴的乃至は半奴隸的な諸關係が横はり、それが特殊な生産様式を表はして居たと考えられる。而して封建的諸關係と鉄山業の特殊な生産様式とは対立ではなくて同時的統一に於いて鉄山経営が運営され、この意味に於いて鉄山師は中世的農奴主の性格を有して居た。従つて「鉄山業者は地主でも工場主でもあり、その支配を資本と戦争との上にのみならず、独占とその所有権との上に基礎付けて居た」と言う關係を鉄山師にも想定出来ると思う。實際鉄山師は前に考察した様に、鉄山内外の封建制共同体の長として、あらゆる支配を及ぼしたのである。この様な遅れた關係を維持せしめた事と密接な關係を有する事情に鉄山地方の封鎖性を考慮に入れなければならない。

「鉄山」は極めて辺鄙な所に位置した。例へば天保九年（一八三八）御巡見一見諸事控中鉄山鑛鍛冶屋覧によれば、鑛、鍛冶屋のある所は、所謂宿場より二〜三里またはそれ以上の所にして馬駕籠通り兼ねる所が多かつたのである。斯様な所に於いては商品經濟の發展は当然鉄山師を結節点たらしめ、鉄山師自身の經濟構造が貨幣經濟化するに及び、次第に労働者―山内者を債務奴隸化し、小百姓おぼ債務農奴化して、より強く工場―鑛鍛冶屋に緊縛したのであつた。鉄山師が貨幣經濟のその地方の担い手として前期的資本家の性格を帯びるに至り、その前期的資本家としての支配過程に表はれるのが「旧型」鉄山師と「新型」鉄山師であつたと思ふのである。鉄山師の前期的資本は、経営内部構造に及ぼすよりも鉄山師間の支配集中過程に表はれたのであり「新型」鉄山師である根雨町のK家はその代表的なものであると考えられる。近世社会における鉄山業とは正にこの様なものであつた。

鉄山業の生産構造自体は、中世的農奴主的關係の近世的な形態変化にすぎず、本質的な変化を示す何物でもなかつた。近世社会に於ける鉄山業の繁栄はこの様な社会經濟的構成の上に立ち、自からの「近代的諸關係」は極めて未発達の状態にあり、商品經濟の一般化を通じて編成替乃至は変革さるべき運命にあつたのである。

(註) 藤田五郎 前掲書 第三節参照

Lenin, a. a. O. S. 447 前掲邦訳書 下 七二七―七二八頁

(39)(38)(37) 日野郡史 上卷 八五五―八六〇頁